

第11次恵庭市交通安全計画の概要

第1部 総論

第1章 交通安全計画について

1 計画の位置付け・期間等

根拠：交通安全対策基本法第26条
作成主体：恵庭市交通安全対策会議
期間：令和3年度～令和7年度の5年間

2 計画の基本理念

- ・交通事故のない社会を目指して
- ・人優先の交通安全思想
- ・高齢化が進進しても安全に移動できる社会の構築

3 計画期間において特に注視すべき事項

- ・人手不足の影響
- ・新型コロナウイルス感染症の影響

○計画の推進

- ・関係機関の密接な連携、市民との協働により「安全で安心なまちづくり」を推進する

第2章 交通事故等の現状等

1 道路交通事故の現状

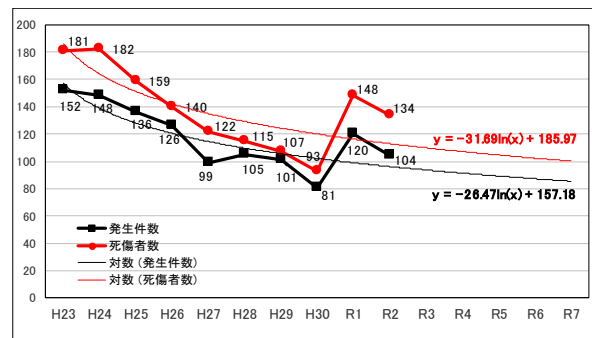
- ・高齢者(65歳以上)の交通事故発生割合が高い
- ・高齢者の交通事故は致死率が高い
- ・交通事故～市道での発生割合が高い
- ・死亡事故～国道での発生割合が高い

●事故発生状況の推移(10年間)

| 年 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発生件数 | 152 | 148 | 136 | 126 | 99 | 105 | 101 | 81 | 120 | 104 |
| 死傷者数 | 181 | 182 | 159 | 140 | 122 | 115 | 107 | 93 | 148 | 134 |
| 死者数 | 2 | 0 | 3 | 2 | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |

2 道路交通事故の見通し

- ・令和7年の予測値 交通事故発生件数 86件
- 死傷者数 100人(内死亡者1.6人)



3 踏切事故の現状

長期間発生はありません

4 交通安全推進体制の現状

- ・関係機関との密接な連携 ～ 北海道、石狩振興局、北海道警察、千歳警察署 など
- ・市民との協働 ～ 町内会、議員連盟、防犯協会、交通安全協会 など
- ・交通安全指導者 ～ 老人クラブ交通安全推進員、町内会交通主任普及員、恵庭市交通安全指導員

5 計画を推進するために担うべき役割

- ・市 ～ 各施策の積極的な推進、関係機関・団体等への支援、交通安全活動への市民参加の促進 など
- ・事業者、関係機関・団体 ～ 交通安全教育の推進、市等と連携した交通安全活動の実施 など
- ・市民 ～ 交通ルールの遵守、危険予測や危機回避意識をもった行動、交通安全活動への参加 など

第3章 交通安全計画における目標

1 道路交通の安全についての目標

令和7年度までの
24時間交通事故死者数ゼロを目指します。

2 踏切道における交通安全についての目標

令和7年度までの
踏切事故発生ゼロを目指します。

第4章 重点課題と施策の柱

1. 交通安全推進体制の維持、交通安全指導者の育成

関係機関及び市民が一体となった交通安全運動の展開、相互連携の強化、指導者の人材・質の確保

2. 高齢化社会を踏まえた総合的な対策

高齢者が安心して日常生活を送ることのできる地域交通の維持・確保
高齢者が交通安全運動に参加する仕組みづくり

3. 飲酒運転の根絶

飲酒運転を根絶するための社会環境づくり

4. 通学路等における交通安全の確保

恵庭市通学路安全プログラムに基づく通学路合同点検の実施、点検結果に基づく対策の実施

5. スピードダウン

最高速度違反の危険性について積極的な情報発信と市民の交通安全意識の高揚

6. シートベルトの全席着用

シートベルトの着用効果等についての理解促進、交通事故の実態に基づいた必要性の普及啓発

7. 自転車の安全利用

交通安全ルール・マナーに関する交通安全教育、自転車安全利用五則や北海道自転車条例の普及啓発、交通安全の支障となる放置自転車への対策

8. 踏切道における交通安全対策

9. 冬季に係る交通安

冬季交通の特性を踏まえた対策、安全で快適に利用できる歩行空間の確保

第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

- ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・幹線道路における交通安全対策の推進
- ・交通安全施設等整備事業の推進
- ・高齢者等の移動手段の確保・充実
- ・自転車等の駐車対策の推進
- ・公共交通機関利用の促進
- ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- ・冬季道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ・地域における交通安全活動への参加・協働の推進

3 道路交通秩序の維持

4 救助、救急活動の充実

- ・救助・救急体制の整備
- ・救急医療体制の整備

5 被害者支援の充実と推進

第2章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の構造の改良整備の促進

2 踏切保安設備の整備

3 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

◎重点課題を含め2本の施策の柱と8項目の個別施策に取り組みます。